

現状・課題

【高齢化の進展】

65 歳以上の高齢者は今後 10 年間で約 20%増加（H27：49 万人→H37：58 万人）の見込み。

【高齢単身世帯の増加】

年々増加し、平成 37 年には概ね 8 世帯に 1 世帯が高齢単身世帯となる見込み。

（H27：10.4%→H37：13.4%）

【要介護（要支援）認定者数の増加】

要介護等認定者数は平成 23 年 3 月現在 71,748 人で、5 年前に比べて約 30%増加しており、平成 26 年度には約 8 万 9 千人となる見込み。

【地域ごとの運営組織強化の必要性】

地域住民同士の日常的な支え合い活動を実現するために設置を推進している福祉推進委員会の数は横ばい（約 1,200/約 2,200 単町）。

関連計画

札幌市地域福祉社会計画(H24～29)

【市内全地区における見守り・安否確認活動】

・「地区福祉のまち推進センター（福まち）」活動の活性化を推進。

【地域の組織をつなぐネットワークづくり】

・区社協や区役所をコーディネート役として、町内会・自治会、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体などの連携を推進。

新まち実施内容

【孤立死防止に向けた普及啓発】

・見守り活動などの市民への普及啓発、民間事業者との連携による見守り・安否確認の推進。

【認知症サポーター等養成】

・地域で見守り、支える市民を増やす養成講座を実施。

施策の方向性

身近な地域における住民同士の見守りや支え合いにより、支援を必要とする市民の孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動に対する支援の充実を図る。さらに、これらの地域福祉活動団体や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などの連携を促進し、地域福祉のネットワークを推進する。

想定される主な取り組み

《地域福祉活動に対する支援の充実》・・・資料 5 - 5 参照

○地域福祉活動団体等への活動支援の充実

（「地区福祉のまち推進センター」への活動支援強化、単位町内会レベルの小地域の範囲での見守り活動への支援強化など）

○要支援者の情報共有・個人情報の適正管理の推進

（個人情報の収集・取扱いのルール化、個人情報取扱者への研修の充実など）

《地域の活動主体間の連携促進による地域福祉ネットワークの推進》・・・資料 5 - 5 参照

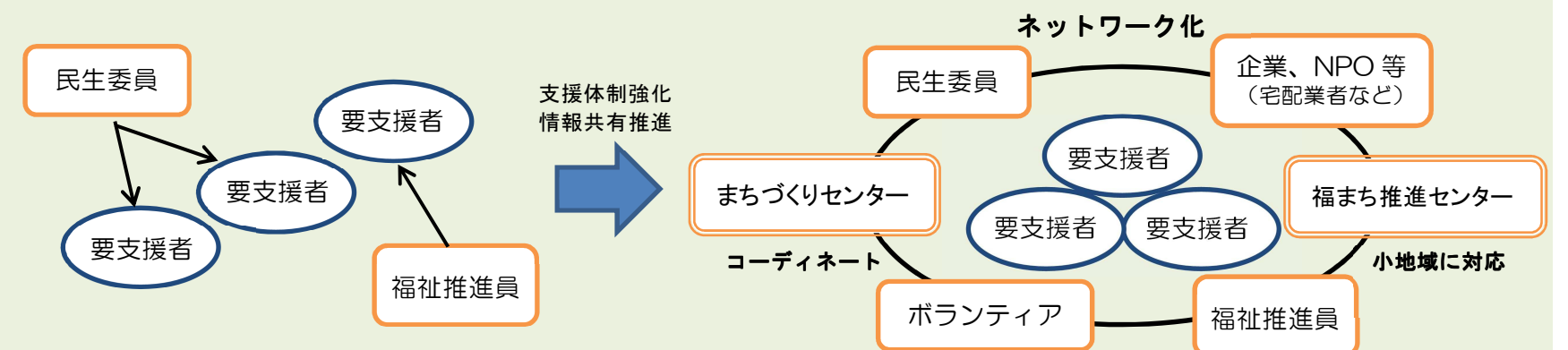
○区役所・まちづくりセンターを活用した地域福祉ネットワークの推進

（区役所・まちセンによる地域支援・調整機能強化、地区レベルでの活動主体間の連携促進など）

○NPO、企業等との連携による見守り活動の充実

（見守り活動への宅配事業者等の協力促進など）

取り組みイメージ



展開イメージ

短期的な取り組み

先行地区（10 地区／3 年）における福まち活動への支援強化

要支援者の個人情報の収集
取扱いルールづくり

地域で活動する団体・企業等のネットワークの構築

長期的な取り組み

先行地区における取組の全市域への拡大

活動主体間における効果的な情報共有の推進

参加団体の拡大・活動内容の充実

現状・課題

【高齢化の進展】

65歳以上の高齢者は今後10年間で約20%増加（H27：49万人→H37：58万人）の見込み。

【高齢単身世帯の増加】

年々増加し、平成37年には概ね8世帯に1世帯が高齢単身世帯となる見込み。

（H27：10.4%→H37：13.4%）

【要介護（要支援）認定者数の増加】

要介護等認定者数は平成23年3月現在71,748人で、5年前に比べて約30%増加しており、平成26年度には約8万9千人となる見込み。

【児童虐待の増加】

児童相談所における児童虐待相談処理件数は5年間で約41%増加。

（H18：310件→H23：437件）

関連計画

札幌市地域福祉社会計画(H24～29)

【保健師等によるアウトリーチの強化】

- ・保健師、福祉担当職員等による、高齢者・障がい者・乳幼児などのいる家庭への訪問相談の充実。

【相談支援機関の充実】

- ・地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの専門機関による協働体制を構築。

さっぽろ医療計画(H24～29)

【地域と結びつけた医療の強化】

- ・かかりつけ医などの普及促進や在宅医療の充実。
- ・地域における医療と介護などとの連携促進。

新まち実施内容

【相談支援機関の充実】

- ・地域包括支援センターの増設（21→27カ所）、障がい者相談支援事業所の拡充（16→20カ所）。

【健康と安心を支える医療体制の整備】

- ・保健・福祉・医療の連携の取り組みの推進。

施策の方向性

一人一人の状況やライフステージに応じた支援の必要性や、自ら支援にたどり着けない市民の増加に対応するため、地域において支援を必要とする市民を適切に把握する体制を構築する。また、保健・福祉・医療の関係機関による実効性のあるネットワークを通じて相談・支援体制の充実を図り、地域で必要な保健福祉サービスが受けられる環境づくりを推進する。

想定される主な取り組み

《支援を必要とする市民を適切に把握する体制の構築》・・・資料5-5参照

○地域へのアプローチを強化するための組織体制の構築

（保健師による地域保健活動の充実、区役所における地区担当制の拡充など）

○区役所・まちづくりセンターを活用した地域福祉ネットワークとの連携強化

（保健福祉情報の一元管理・共有化の推進、まちセン等地域拠点への福祉専門職員の配置検討など）

《保健・福祉・医療のネットワークによる相談・支援体制等の充実》・・・資料5-5参照

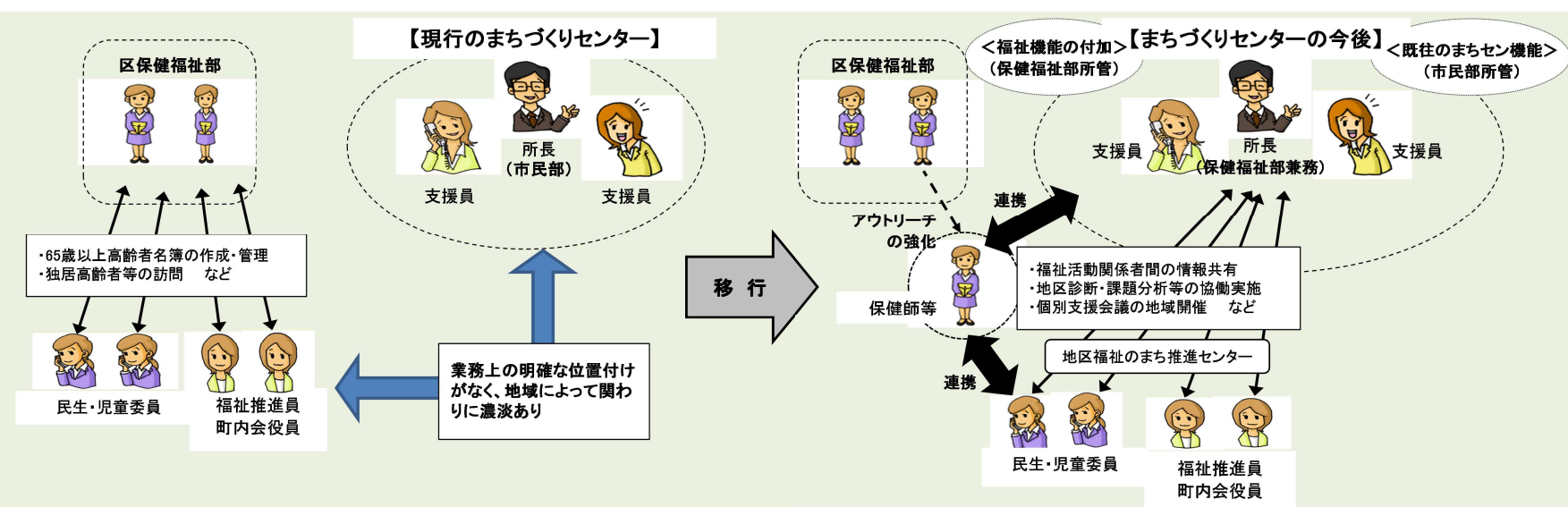
○関係機関による相談・支援体制の充実

（地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所等の拡充、地域医療ネットワークの充実強化、区役所相談窓口の集約化と窓口間の連携強化など）

○多様な市民ニーズに対応したサービス提供体制の推進

（地域に即した介護サービス等の充実、在宅医療の充実に向けた支援など）

取り組みイメージ



展開イメージ

短期的な取り組み

先行地区（10地区／3年）における保健師の地域保健活動の実践

区役所保健福祉部における総合相談体制の整備

関係機関によるネットワークの構築

長期的な取り組み

全市域への対象地区の拡大

区役所の機構改革・業務再編等を通じた地域支援機能の強化

参加機関の拡大・支援メニューの充実

現状・課題

【東日本大震災の教訓】

東日本大震災では、避難所での寒さ対策や物流機能の停止による物資不足等が課題として指摘。

【学校施設の耐震化】

災害時に避難場所となる学校施設の耐震化に計画的に取り組み、平成 26 年度までに改築予定を除く対象校の耐震化を進める予定。

【市民意識の高まり】

防災に対する市民意識は高まっており、家庭で防災対策をしている市民は増加。

(H21：61.4%→H23：70.6%)

関連計画

札幌市地域防災計画(H22.9 修正)

【第3次地震被害想定による計画の見直し】

- ・①より実践的な防災体制の確立、②防災協働社会を目指した取組、③積雪寒冷などの地域特性を踏まえた対策、の3つを計画の柱とした。

札幌市避難場所基本計画(H25.3 策定)

【避難場所環境整備や備蓄物資の拡充】

- ・避難場所の環境整備や応急救援備蓄物資の配置方針等、避難場所の備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定めた計画。

新まち実施内容

【避難場所環境整備】

- ・備蓄物資整備（平成 26 年度までに寝袋・毛布を 110,700 人分、食糧 265,600 食分を整備）

【防災普及啓発】

- ・学校教育の場を活用した普及啓発の推進等。

施策の方向性

震災などの大規模災害に備え、地域の避難場所における防災機能向上などの環境整備を推進する。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者への避難支援の充実強化など、市民、地域の自主防災組織、企業、札幌市が連携した防災協働社会の実現を目指した実践的な地域防災体制づくりを進める。

想定される主な取り組み

《避難場所環境整備や備蓄物資の拡充等による防災機能の向上》

○避難場所となる学校施設等の充実

（寒さ対策等の推進、非構造部材の耐震化、避難者の生活環境の確保など）

○備蓄物資等の拡充・備蓄倉庫の整備

（発電機・暖房器具等の備蓄の拡充、拠点倉庫の整備、基幹避難所となる学校への備蓄庫整備など）

《市民・地域・企業・行政による実践的な地域防災体制の構築》

○自助・共助に基づく地域の防災力強化

（防災訓練等の拡充、防火・防災教育の推進等による担い手育成、災害時の情報伝達体制強化など）

○災害時要援護者等への支援体制の充実強化

（要援護者の情報共有、避難支援体制の構築、女性・外国人等への支援の充実など）

取り組みイメージ

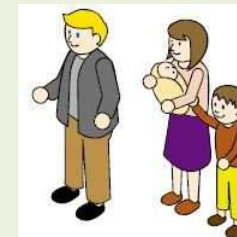
＜防災訓練等の拡充＞

- ・住民参加型防災訓練の拡大
- ・子どもに対する防火・防災教育 など



＜災害時要援護者等への支援＞

- ・災害時要援護者への支援体制の構築
- ・女性、外国人等への配慮 など



＜避難場所の環境整備＞

- ・防寒対策、耐震化
- ・バリアフリー化 など



＜備蓄物資等の拡充＞

- ・食糧等の備蓄、水の確保対策
- ・小中学校に備蓄庫を整備 など



短期的な取り組み

住民参加型防災訓練等の実施、要援護者避難支援体制の構築

長期的な取り組み

地域防災体制の充実・強化

避難場所となる学校施設の充実（非構造部材の耐震化、寒さ対策等の推進、バリアフリー化等）

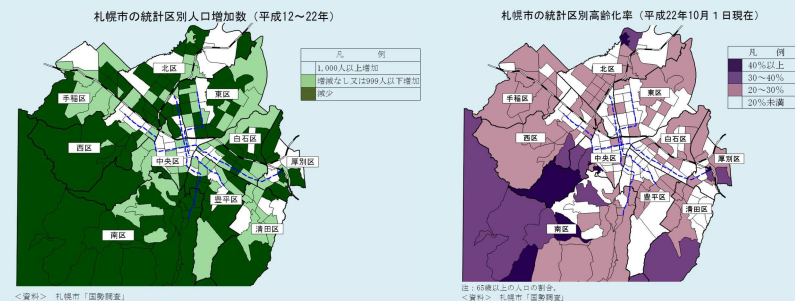
備蓄物資の拡充、備蓄倉庫の整備（小中学校、拠点倉庫）

展開イメージ

現状・課題

【人口減少・高齢化の進行】

郊外の大規模な住宅団地では既に人口減少が始まっている地域が多く見受けられ、高齢化も進行。



【買い物弱者の顕在化】

高齢者の買い物環境調査では、高齢者の4人に1人が買い物環境に不便を感じており、自宅近くにスーパー・小売店があることを希望。

（H22 札幌消費者協会アンケート調査）

【市有建築物の一斉更新期】

昭和40、50年代に整備された市有建築物の一斉更新期が到来。

関連計画

札幌市都市計画マスタープラン(H26 見直し)

【持続可能なコンパクトシティへの再構築】

- ・徒歩での移動が可能な身近な生活圏の中で、日常的な生活を支える多様な機能が提供される都市づくりを推進。
- ・地下鉄沿線等の有効利用を誘導するなど、既存の市街地、都市基盤を再生・活用。

新まち実施内容

【用途地域の全市見直し】

- ・床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地制限、コンビニなどの店舗立地が可能な区域を拡大。

【バリアフリー化】

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化を推進。

施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域に日常生活を支える諸機能を誘導することや、駅周辺など多くの市民が訪れる場所の重点的なバリアフリー化の推進などにより、自動車を利用しない市民も生活しやすい、歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

想定される主な取り組み

《拠点の機能向上と市街地における生活利便機能の維持》

○地域の拠点への機能集積

（拠点機能強化への支援、公共施設の拠点への集約化など）

○生活利便機能が維持された市街地の形成

（土地利用規制の適正な運用、バス路線の適切な維持と運行の効率化、生活交通の確保、利便性の高い地域への高齢者向け住宅等の立地促進、商店街の高齢者対応への支援、在宅療養充実に向けた医療・介護の連携促進、学校併設型まちづくりセンターの整備、空き家等を活用した居場所づくりなど）

○地域を支えるサービス施設の適正配置

（公共施設の効率的再配置など）

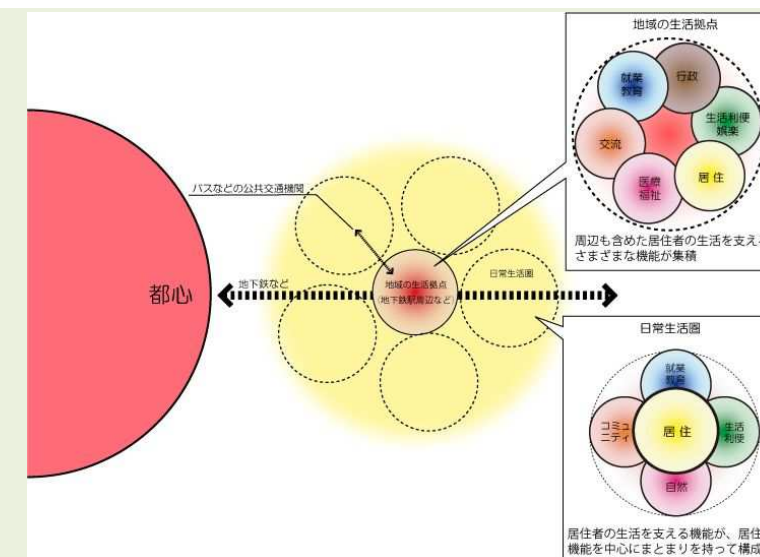
《バリアフリー化の推進等による誰もが暮らしやすい環境整備》

○駅周辺施設等のバリアフリー化の推進

（再開発等を活用した空中歩廊の整備や地下接続等のバリアフリー化など）

取り組みイメージ

歩いて暮らせるまちづくり
＜イメージ図＞



短期的な取り組み

低炭素都市づくり
推進計画の策定

都市計画マスター
プランの見直し

長期的な取り組み

新たな都市計画マスタープランに基づく施策の推進（低炭素都市づくり、安全・安心都市づくり、用途地域見直し等）

拠点機能強化支援制度の検討

拠点における民間プロジェクトの支援等（再開発事業、建築プロジェクト（利便機能、医療・福祉機能など）

公共施設の拠点への集約化、効率的再配置の検討、建替え・更新に合わせた再配置の実施

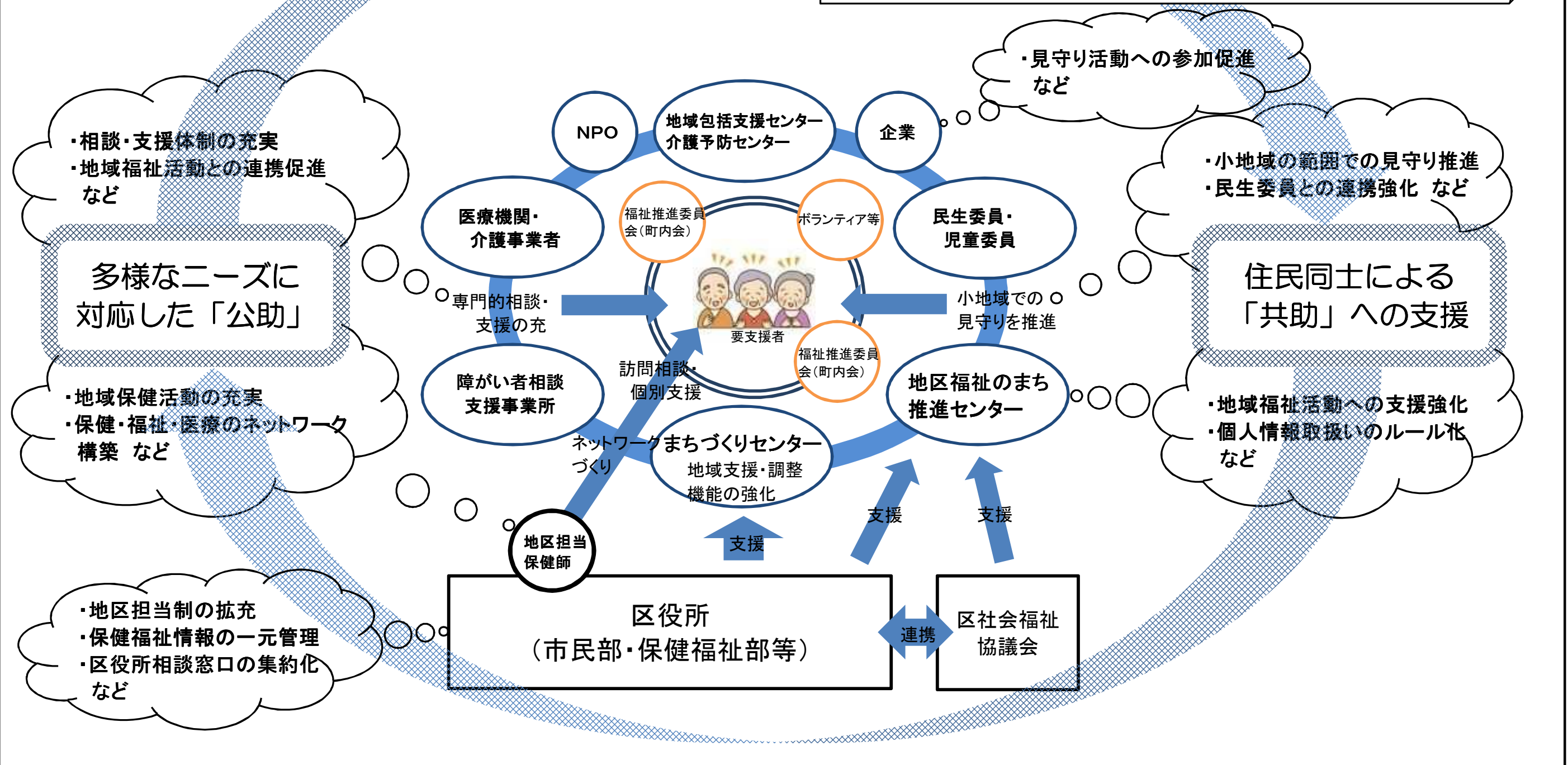
展開イメージ

「共助」と「公助」の相乗効果による安心して暮らせる地域づくり

<イメージ図>

<ポイント>

- 日常적인見守りを推進するため、小地域(単位町内会)の活動支援を強化
- 区役所・まちづくりセンターによる地域福祉ネットワークの推進
- 保健師等の専門職による要支援者への訪問相談、個別支援の強化
- 要支援者への専門的な相談・個別支援を行う専門機関の拡充



現状・課題

【高齢単身世帯の増加】

年々増加し、平成 37 年には概ね 8 世帯に 1 世帯が高齢単身世帯となる見込み。

(H27: 10.4%→H37: 13.4%)

【障がいのある方の増加】

身体障がい・知的障がい・精神障がいの手帳交付者数は 5 年前に比べて約 22% 増加。

(H17: 92,125 人→H22: 112,803 人)

【団塊の世代の退職】

市内の“団塊の世代”（1947～1951 年生まれ）の人口は約 16 万人。今後は毎年約 3 万人が 65 歳に到達していく見込み。

【多世代交流機会の減少】

核家族化などにより世代間の交流が減少し、「他の世代との交流がほとんどない」高齢者が 29.9%。

関連計画

札幌市地域福祉社会計画(H24～29)

【身近な交流の場の拡充】

- ・閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見・解決に有効である身近な地域における交流の場の拡大・充実。

【高齢者・障がい者の参加機会の拡大】

- ・元気な高齢者や障がい者が、地域で参加・活躍できる場を広げるために支援。

新まち実施内容

【高齢者の地域貢献支援】

- ・高齢者団体などが自主的に行うサロン活動や地域貢献活動に関する先駆的な取り組みへの支援。

【障がい者協働事業の拡充】

- ・障がい者の継続した雇用となる障がい者協働事業の拡充（実施事業所数 10 カ所→20 カ所）。

施策の方向性

子どもと高齢者との多世代交流や障がいのある方との日常的なふれあいなどを通じて、市民一人ひとりがお互いを尊重しながら共生・協働できる地域づくりを推進する。

また、豊富な社会経験や知識・技能を有する高齢世代が積極的に社会に参加し、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進める。

想定される主な取り組み

《地域における共生・協働の推進》

○地域における多世代交流等の促進

（学校跡活用等による交流の場創設、多様な活動主体による交流の場の拡充など）

○障がいのある方の就労機会の拡充

（障がい者協働事業の拡充、障がい者への就労支援の充実、障がい者雇用企業の開拓など）

○経済的困難を抱えた方等への就労支援の充実

（生活保護受給者への就労ボランティア体験の拡充、ひとり親家庭の就業支援など）

《高齢世代の積極的な社会参加等の促進》

○高齢世代を対象とした生きがいづくりや生涯学習の充実

（シニア世代をまちづくり活動につなげる仕組みづくり、生涯学習と地域活動とのマッチング、定年世代への起農支援など）

取り組みイメージ

子ども・若者

高齢者

障がい者

経済的困窮者等

・日常的な交流
・生きがいづくり
・社会参加の促進
・就労機会の拡充
・自立への支援

誰もが共生・協働
できる社会の実現

展開イメージ

短期的な取り組み

学校跡活用による多世代交流事業の展開、多様な活動主体による交流の場の拡充

生涯学習と地域活動とのマッチングなど高齢世代の社会参加の促進

障がい者の雇用の場の拡大、就労支援の充実

長期的な取り組み

障がい者の就労機会の拡充

現状・課題

【出生率の低下】

札幌市の合計特殊出生率は、昭和40年の1.93をピークに低下傾向にあり、平成23年は1.09で、全国の1.39と比較すると低い水準。

【子育てに対する不安・負担】

子育てに対する不安や負担を感じている保護者の割合は高い。(H23:65.1%)

【若者のひきこもり群の存在】

市内の15歳から39歳の人口約60万人のうち、1.6%に当たる約9,500人がひきこもり群と推定。(H23 ひきこもり実態調査)

関連計画

さっぽろ子ども未来プラン後期計画(H22)

【子育て支援の充実】

- ・子育てに関する相談・支援体制の充実や地域資源を活用した子育て支援の推進。

札幌市子どもの権利に関する推進計画(H23)

【多様な体験活動への支援】

- ・子どものまちづくり体験や、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク等を推進。

札幌市教育推進計画(H16)

【開かれた学校づくりの推進】

- ・子どもたちにより良い教育を行うために、家庭や地域等との連携を推進

札幌市若者支援基本構想(H21)

【専門機関との連携による支援】

- ・ひきこもり、ニートや不安を抱えた若者に対する専門機関と連携した社会参画への支援。

新まち実施内容

【区保育・子育て支援センターの整備】

- ・区における子育て支援の中心的役割を担う区保育・子育て支援センターの全区設置へ向けた整備。

【困難を有する若者の自立支援】

- ・若者支援総合センターを移転整備し、相談機能などを充実。

施策の方向性

子育て家庭が子育てしやすい環境づくりや、地域の重要な担い手である子ども・若者に対する地域資源を活用した多様な学びの機会の創出やまちづくり活動への参加機会の拡充など、子どもの年齢等に応じた様々な支援の充実を図る。また、社会的自立が困難な若者に対する支援体制の充実強化を図り、社会参加や就労を促進する。

《子育てしやすい環境づくり》

○地域での子育て支援の充実

(区保育・子育て支援センター(ちあふる)の全区展開・機能強化、子育てサロンの充実、子育て世帯への個別支援の強化、ひとり親家庭の児童への学習支援、社会的養護体制の整備など)

○きめ細やかな保育サービス等の提供

(認可保育所の整備、地域型保育事業の拡充、多様な保育サービスの拡充、認定子ども園への移行支援、放課後児童クラブの充実、学校併設型児童会館の整備など)

《子ども・若者の多様な学びの機会やまちづくり活動への参加機会の拡充》

○子どもの多様な学びの機会の充実

(学校と地域が一体となって子どもの学びを支える仕組みづくり、プレーパークの推進、児童会館を活用した地域交流・学びの場の創出、町内会・商店街等と連携した体験活動の充実など)

○学生・若者のまちづくり活動への参加促進

(大学との連携を通じた学生のまちづくり活動への参加促進、若者によるまちづくり提案制度の創出など)

《社会的自立が困難な若者への支援体制の充実》

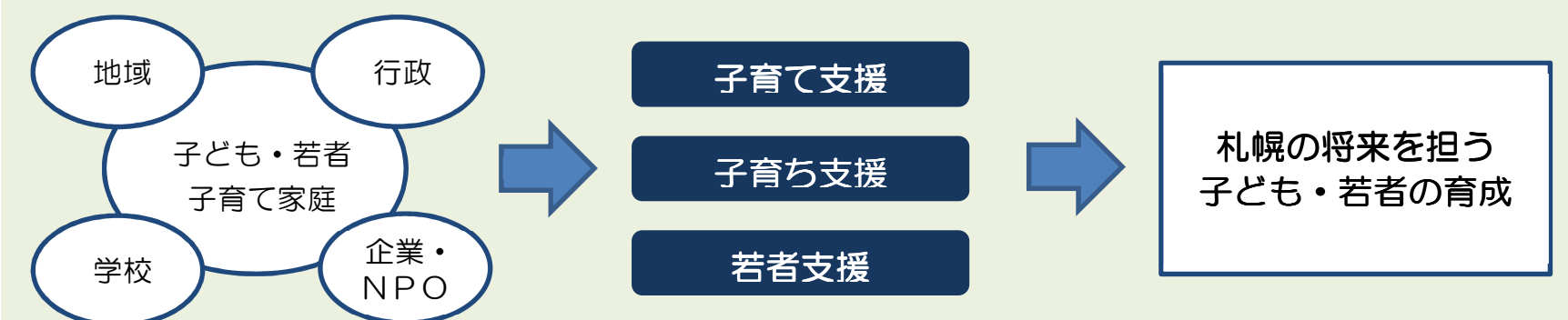
○若者支援総合センターを核とした相談・支援機能の充実

(専門学校等と連携した自立支援プログラムの充実、身近な地域における相談・支援体制の充実など)

○社会参加の促進や就労支援の充実

(伴走型支援者の育成、地域とのネットワーク構築、若者の就労受入企業等の拡充など)

取り組みイメージ



展開イメージ

短期的な取り組み

ちあふるの全区展開・機能強化、子育てサロンの充実

学校と地域の連携の仕組みづくり、地域の人材による学校支援、地域住民の学習活動などの場として学校施設を有効活用

若者の就労受入企業等の拡充、伴走型支援者の育成

長期的な取り組み

子育て世帯への個別支援の強化

身近な地域における相談・支援体制の充実

現状・課題

【地域特性に合わせたまちづくり】

人口動態や年齢構成などは、地域によって大きく異なっており、特性や課題に合わせたまちづくりを進めていく必要。

【区民協議会等の設置】

区民同士で話し合い、活動する場として「区民協議会」を全区に設置（H22）。概ねまちづくりセンターの区域ごとに設置を進めている「まちづくり協議会」は約 9 割（75 地区・82 協議会）で設置。

【地域との懇談を通じた効果的な除排雪】

地域における除排雪の課題を住民・除雪事業者・行政が話し合う「地域と創る冬みち事業」への参加地域の拡大（H23：838／2,200 単町）。

関連計画

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（H21）

【まちづくりセンターの活用】

- ・まちづくりに関わる地域の窓口として、まちづくりセンターの機能を充実。また、区役所等とも連携を取りながら活動支援を実施。
- ・まちづくりセンターに各部局が出向き、出前講座や説明会を開催して地域との直接対話の手法を有効に活用するなど、地域の課題解決を支援。

新まち実施内容

【まちセン自主運営化】

- ・地域の創意工夫により、主体的にまちづくりを行うためのまちづくりセンターの地域自主運営化を推進（H24：8 カ所）。

【区民協議会運営支援】

- ・地域の団体で構成する「区民協議会」の運営を支援するしくみを構築。

施策の方向性

市民が主体的に取り組む地域活動を支援するため、まちづくりセンターなどによる支援・調整機能を強化するとともに、町内会や地域福祉団体など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進める。また、幅広い市民、団体が参加する区民協議会等の活動の活発化や、地域の特性に合わせた課題解決への支援などを通じて地域マネジメントを推進する。

想定される主な取り組み

《まちづくりセンターの機能強化と地域内連携の推進》

○まちづくりセンターを活用した地域支援・調整機能の強化

（まちセンへの福祉専門職員の配置検討、保健福祉情報の一元管理・共有化など）

《新たな地域課題に対応する地域マネジメントの推進》

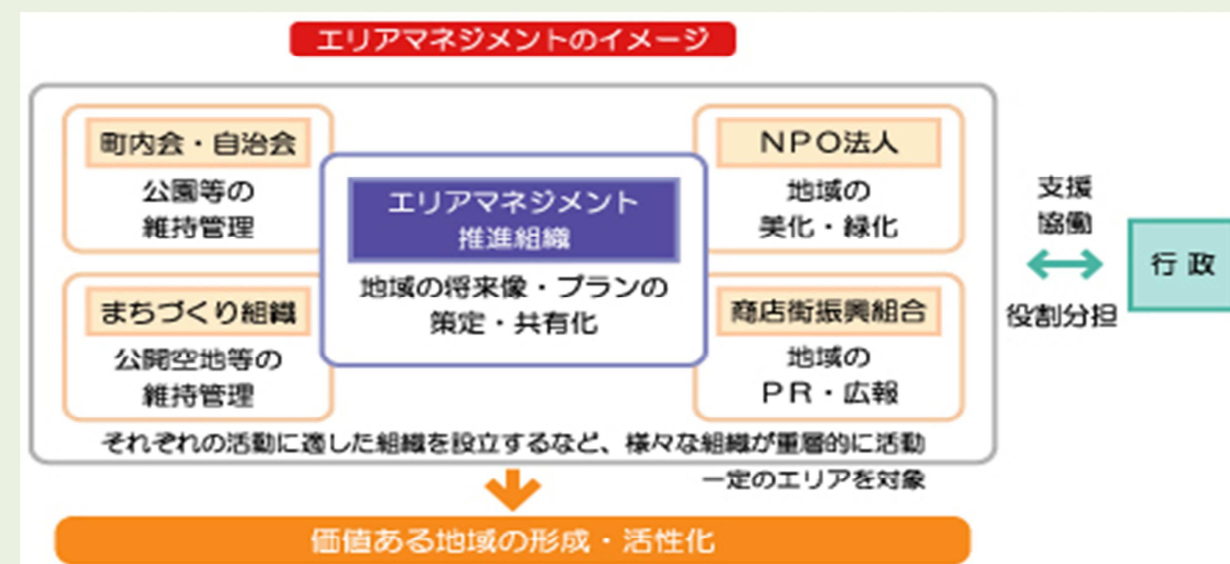
○区民協議会等の活発化に向けた支援強化

（区民協議会等の意見を地域のまちづくりに反映する仕組みづくり、地域カルテ・マップの活用、地域課題の分析による地域戦略ビジョンの構築など）

○地域の特性に応じた除排雪の推進

（地域と創る冬みち事業の拡充、通学路の安全確保の推進、福祉除雪の拡充など）

取り組みイメージ



展開イメージ

短期的な取り組み

地域カルテ・マップを活用した地域情報の集約・分析

区民協議会の意見等を反映する仕組みづくりの検討

長期的な取り組み

町内会・学校・NPO・企業等で構成するまちづくり協議会（概ね中学校区単位）の設置、地域課題の分析による地域戦略ビジョンの構築

地域の特性・課題に合わせた区独自のまちづくりの推進

現状・課題

【町内会加入率の低下等】

- ・町内会の加入率は年々低下しており、5年前と比較して2%減少。(H19:73.8%→H24:71.7%)
- ・町内会の運営面の課題として「役員のなり手不足」が92.6%と最も多く、「特定の人しか参加しない」が85.8%、「参加者が少ない」が84.1%。(市民活動団体へのアンケート調査)

【多様な活動主体の増加】

- ・市内で活動するNPO法人の数は増加しており、5年前と比較して38%増加。(H18:565団体→H23:783団体)

【コミュニティカフェの増加】

- ・地域のコミュニティの場として、人の縁を広げるコミュニティカフェの増加(H24:28カ所)。

関連計画

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画(H21)

【人材育成と地域活動をつなぐ取組】

- ・気軽に楽しみながら参加できる入門的な講座・研修と、地域のまちづくり活動をつなぐ取組を推進。

【団体間の連携促進等】

- ・団体同士の日常的な交流や事業連携などを一層充実させるため、情報交換や意見交流を行う場を設定するなど団体間の連携を促進。

新まち実施内容

【町内会等の活動団体支援】

- ・集合住宅入居者等を対象に、町内会等の活動の意義や加入に関する情報提供等を実施。

【地域とNPO等との連携促進】

- ・町内会等の地域と大学・NPO等との連携を促進。

【地域活動の場の整備への支援】

- ・空き家などを改修して、地域活動の場として整備する際の費用を補助。

施策の方向性

人と人のつながりによる地域コミュニティの形成を促進するため、地域のまちづくり活動の担い手となる人材を発掘・育成し、多様な活動につなげていく。さらに、様々な活動主体同士の連携を促進し、相乗効果による活動の活発化を促進するとともに、市民の居場所・活動拠点づくりを推進する。

《地域のまちづくり活動の担い手となる人材の発掘・育成》・・・資料5-10参照

○地域のまちづくり活動を担う人づくりへの支援

(町内会への加入促進、シニア世代をまちづくり活動につなげる仕組みづくり、生涯学習と地域活動とのマッチング、自主的なまちづくりグループへの支援など)

《様々な活動主体同士の連携促進》・・・資料5-10参照

○学校と地域の連携強化

(子どもを介した地域活性化の仕組みづくりなど)

○企業・NPO等を活用した地域資源のネットワーク化

(ネットワーク型NPOの育成、企業によるCSRスタートアップ支援など)

《市民の居場所・地域活動拠点づくりの推進》・・・資料5-10参照

○地域コミュニティ活動の場づくりへの支援

(空き家や空き店舗等を活用した活動の場への支援、地区会館・市民集会施設等の整備・改修支援、学校併設型まちづくりセンターの整備、文化芸術の活動の場としての空き店舗等の活用推進など)

取り組みイメージ



短期的な取り組み

空き家・空き店舗等を活用した活動拠点整備への支援

町内会への加入促進、生涯学習の充実等による人材育成

地域団体・NPO・企業等のネットワーク構築

長期的な取り組み

- ・地域資源の効率的かつ効果的な活用
- ・市民が主体的に地域課題の解決に取り組む基盤強化

市民自治によるまちづくり

展開イメージ

「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」を通じた地域コミュニティの活性化

<イメージ図>

